

イギリス、ドイツ、日本における閣議等の議事内容の記録について（未定稿）

1. 議事内容の記録の作成義務等

	イギリス	ドイツ	日本
法律名	—	—	—
作成義務等の内容	<p>法律上の作成義務等は見当たらないが、英国内閣府作成の「内閣執務提要」において、以下の記述がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 議事録は閣議及び閣僚委員会ごとに作成され、政府の歴史的記録の一部を形成する。(4.34) 内閣官房は、閣議の24時間以内に議事録を作成するとともに、閣議構成員に回覧しなければならない。(4.35) 	<p>法律上の作成義務は見当たらないが、独連邦政府運営規則において、以下の規定がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 独連邦政府会議（閣議）につき記録係の署名入り記録が作成される。記録の写しは閣僚に迅速に送付される。独連邦大統領府長官及び独連邦報道官は記録の写しを通知として入手する（第27条第1項） 	<p>—</p> <p>（閣議の議事概要・議事録は、作成されていない。）</p>

2. 議事内容の記録と情報公開制度

	イギリス	ドイツ	日本
法律名	2000年情報自由法 (The Freedom of Information Act 2000)	2005年情報自由法 (Gesetz zur Regelung des Zugangs zu Informationen des Bundes)	行政機関の保有する情報の公開に関する法律
閣議等との関係	<ul style="list-style-type: none"> 閣議又は閣僚委員会の議事録等は、「大臣同士の連絡」として、適用除外（第35条） 閣僚の連帯責任の慣行の維持を阻害する場合又は阻害する可能性があるかと判断する合理的な理由がある場合は、適用除外（第36条（2）（a）（i）） 	<ul style="list-style-type: none"> 情報が、機密事項の実体的及び組織的保護についての法令若しくは一般行政規則により定められた守秘義務若しくは秘密保持義務又は職業上の若しくは特別の職務秘密に服するときは、情報の開示請求権は存在しない（第3条第3号）。 独連邦政府運営規則により、閣議の議事録は対外秘となる（規則22条第3項）。 	<ul style="list-style-type: none"> 閣議等の議事内容の記録について、個人情報、外交・安全保障、事務・事業に関する情報等の不開示事由に該当するか否かについて、個々に判断する。

3. 時の経過による記録の公開

	イギリス	ドイツ	日本
法律名	現用・非現用：2000年情報自由法 (The Freedom of Information Act 2000)	現用・非現用：連邦の公文書の保全及び利用に関する法律（Bundesarchivgesetz）	現用：行政機関の保有する情報公開の公開に関する法律 非現用：公文書等の管理に関する法律
時の経過に関する規定	<ul style="list-style-type: none"> 作成翌年から起算して30年※の期間満了時、歴史的記録となる。（第62条（1）） 歴史的記録となった場合は適用除外が解除される。（第63条） <p>※期間を20年とする改正法が2010年に成立。施行日は未定。</p>	<p>（現用）</p> <ul style="list-style-type: none"> 30年以上経過した現用文書については、非現用文書に準じて公開。（第5条第8項） <p>（非現用）</p> <ul style="list-style-type: none"> 法律による別の定めがない限り、30年経過後に公開。（第5条第1項） 	<p>（現用）</p> <ul style="list-style-type: none"> 明示的な規定はない。 <p>（非現用）</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用制限事由に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が作成又は取得されてからの時の経過を考慮（第16条第2項）。